

○大阪府障害者施策推進協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会条例(昭和46年大阪府条例第3号)(以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(部会)

第2条 条例第6条の規定に基づき、協議会に次の表の左欄に掲げる部会を設置し、それぞれ同表の右欄に定める事項について、調査審議する。

部会	調査審議する事項
意思疎通支援部会	特に専門性の高い意思疎通を担う者の養成・派遣等のあり方の審議に関する事務
手話言語条例評価部会	手話言語条例に基づく施策への助言や評価、難聴児の早期支援等に関する事務
文化芸術部会	「文化芸術」を通じた障がい者が主体的に活動できる環境づくり等に関する事務
社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会	社会福祉施設等施設整備費補助金等の国庫補助対象施設等にかかる選定審査に関する事務
身体障がい者補助犬部会	身体障がい者補助犬の使用機会の提供を行う者の選考等に関する事務
第6次大阪府障がい者計画策定検討部会	第6次大阪府障がい者計画策定に関する事務

(会議録)

第3条 会長又は部会長は、それぞれ会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(庶務)

第4条 協議会及び部会の庶務は、福祉部において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。